



## CONTENTS

|                                                         |       |
|---------------------------------------------------------|-------|
| 現状と課題                                                   | … 2頁  |
| 特集・定期総会続き                                               | … 3頁  |
| ほっとスペース八王子の<br>継承・発展のために                                | … 8頁  |
| 安兵衛                                                     |       |
| フィリピン旅行レポート                                             | … 10頁 |
| 安兵衛                                                     |       |
| 2017年7／16・17<br>第5回 福島を忘れない！全国シンポジウム<br>・現地見学バスツアーに参加して | … 16頁 |
| 山海珍味                                                    |       |
| 緊急連載・メディアが報じない、先島—南西諸島<br>の自衛隊配備の実態                     | … 18頁 |
| 小西誠                                                     |       |
| 次号予告                                                    | … 20頁 |
| 編集後記                                                    | … 20頁 |

SSKS



ほ  
っ  
と

「ほっとスペース八王子」ニュース

2017年12月号

159号

定価100円

|          |     |               |   |
|----------|-----|---------------|---|
| Facebook | 発 郵 | E H F 電       | 編 |
|          | 便 行 | I P I A       | 集 |
|          | 振 替 | M U R         | 人 |
|          | 所 替 | A I R L L X 話 |   |

〒192-0053 東京都八王子市八幡町一三二  
 042-6228-22319 042-6228-22319  
 042-6228-22319 042-6228-22319  
 http://hotpace802.world.coocan.jp/  
 cxb01672@nifty.ne.jp  
 〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷三三二  
 〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷三三二  
 ヴェルドウーラ祖師谷一〇二号室 障害者団体定期刊行物協会  
<https://www.facebook.com/hachioji.hotpace>



11月24日の横浜自帰のレクは、みなさんエンジョイしていただけよう。

前号（158号）同封のヘッドレターに、改正障害者総合支援法や精神保健福祉法について書いたのですが、事態はそれ以上にあらぬ方向へ向かっているようです。ツイッターやフェイスブックで情報を収集していると、岡山県倉敷市で就労支援A型事業所で閉鎖が連発、なんと220人も障がい者が解雇（かいご）されるというニュースが目に入りました。A型作業所を利用することとは、ほぼそこに就職することを意味します（厳密にはちよっと違うのですが）。B型と同じように自治体から給付金は支給されるのですが、給付金は、事業所の運営に充て（あ）てることしかできません。利用者の報酬は、事業収益から支払わなくてはなりません。こういった事態の要因は、収益から利用者の報酬を支払うのが困難になったことが一

番大きいのですが、2012年から2017年にかけて、A型事業所の数が5倍に増加したことも大きな要素と言えるでしょう。再三あらちちらで書いてきた懸念（けんねん）はもうすでに相当進行していたのです。再三書いてきた懸念とは、福祉の産業化、競争社会化のことです。「一億総活躍（いち億総活躍）」というかけ声のもと、数年が経過しましたが、今やそんな言葉が取りざたされることもなく色あせています。障がい者にとって、「一億総活躍」ほど欺瞞（ぎまん）に満ち、空しく響く言葉もないでしょう。結局事業者に対して従順で要領のいい障がい者だけが「活躍」し、事業所はそういう「いい子な障害者」というパ

## 現状と課題

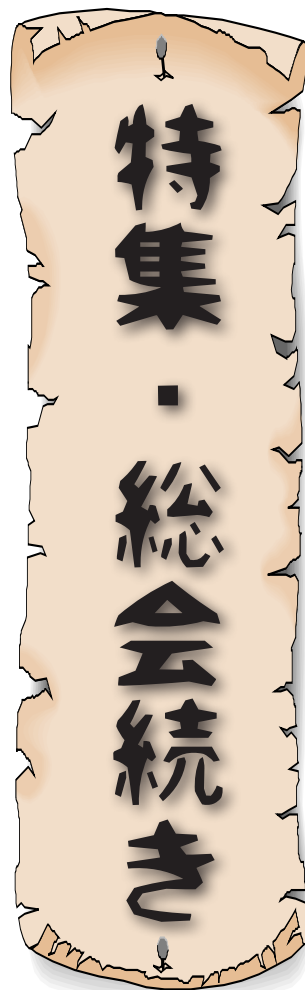
イを奪い合って、そうでないものは相変わらずです。社会の底辺（このことについて、いずれ詳しく書いておきたいと思います）に押しやられるだけです。ほんととスペース八王子は、社会の底辺から、ちよっとだけ引き上げる、そういった事業所でありたいと思っています。社会生活において、要領よく生きられなかったり、スピードについて行けてなかったり、とにかくいろいろな要因で社会生活で生きにくさを感じている人に手を差し伸べてちよっとだけ生きやすくする、安心できる場所を提供したい、そんな思いで日々奔走（ひびほんそう）している次第です。当ほんととスペース八王子も、最終的には「障がい者の自立」を謳（うた）ってはいますが、何年かたったていいんです。中には自立そのものが困難な人だっています。そんな人だっ

て、できる限り見守っていききたい、そんな思いで日々開所しています。「福祉の産業化・競争化」はそんな思いを持つことすらさせてくれません。生きにくさを感じさせる要素は、何も治安や安全保障に限った話ではありません。法令等のちよっとした変更によって、多くの人に影響を与えるレベルで一気に生きにくさを感じる社会になりうるのです。某B型作業所で、理不尽な工賃カットを訴えてきた人がいます。その人は、正当な理由があって休んだのに、作業所は「欠勤」として1日あたり千円の罰金を徴収しました。B型作業所に通う人にとって、千円は血のにじむような思いをして、苦勞して得た千円かもしれません（働くことの意義や是非については、議論になりそうなので、いずれまた書きたいと思います）。障害者年金や生活保護、その他いろいろな支援を受けながら、B型作業所に通っている人もいます。工賃を稼ぎ過ぎたら



収入認定で生活保護費を返還しなければならぬということをおそれながら通う人だっているのです。日本国憲法に謳われている「健康かつ文化的な生活」、もっといえば幸福追求権はどうしたら得られるんですか？自己責任の自助努力で完結させるだけですか？全ての国会議員、地方議員、官僚、地方公務員に問うてみたいのです。ちよっとエキサイトしてしまったので少し深呼吸して冷静になってまとめます。前号で、福祉施設化する刑務所ということにちよっと触れましたが、広島県の尾道刑務所は、要介護高齢者専門の刑務所として初のケースになりました。要介護の高齢受刑者を、比較的若い受刑者が介護するのですが、高齢の受刑者が満期を迎えれば社会にそのまま放り出されるだけです。全然福祉になっていません。当事者のための安心できる包括的な福祉：まだまだ道の先は険しそうです。

（編集部）



特集…定期総会を終えて

先だつこと5月9日に行われた定期総会ですが、前号（158号）でもお伝えしたように、今号では、掲載しきれなかったぶん、2017年度活動方針、会則、ボランティア規定の改正（一部）を掲載します。実は、総会後に大きな問題がありまして、2017年度予算案は通ったのですが、給付金額が見込みよりも少なく、若干の下方修正を余儀なくされた事です（ほんととスペース八王子は、そういったところはオープンで、いいところだと思っています。もちろん、利用者の個人情報など公開してはいけなくともありますが）。とてもゲンキンな話ですが、利用者の通所実績がダイレクトに給付金に直結します。ですから、活動方針案においても、利用者の拡大を重点的に上げています。ですが、理念との整合性、自由と責任、権利と義務、いろいろ難し

いところではあります。前頁の「現状と課題」でもふれたのですが、理想としては、利用者（通所者）がたった一人であつたとしても、B型作業所として成り立つ、それが福祉ではないかと思うのです。ひとりの障がい者が中心にいて、医師、ワーカー、ヘルパーその他がいて輪を形成して、B型作業所もその輪を形成する要素の一つであるのが福祉のかたちなのかもしれません。当事者運営による共同作業所というのは、その延長線上にあると言っているかもしれません。これも、障がい者に関する各種権利が保障されているうえでのことです。つまり結論としては、理念ありきということなんでしょいか。しかしその理念も利用者によって変えることができます。そう考えるところでは結論を出すことはできません。まずは考えるより会員（利用者）を拡大することを考えなければなりません。そしてこの文章を書いてから半年弱、もう次の年度です。（編集部）

## ほっとスペース八王子2017年度総会

（第34回）第4号議案

2017年度活動方針案

### 1. 情勢分析

こんにちの社会において、精神保健福祉法、医療観察法（注1）から見えてくるものは、医療福祉よりも治安、地域共生よりも隔離といった政府当局の本音が見えてきます。もう上辺の美名や大義名分で隠すこともしなくなってきました。障がい者総合支援法は、本質的に障害者自立支援法（注2）から何ら進歩することもなく、招いたのは福祉の産業化、事業者間の競争原理、そして障害者自身の格差を広げることだけでした。世界に目を転ずれば、目立つのは資本制社会の末期を思わせる内向きの保守化です。それも、古き良き伝統を守るのであればまだしも、実際に守っているのは自民族中心主義（エスノセントリズム）です。そうして国が収束していく一方、経済は新自由主義とグローバリズム（注3）によって広がる格差、そして世界各地で起きている内戦とテロ、こういったことをますます生み出しこそすれ、解決できません。

そもそも1929年恐慌を戦争で解決にもならない[解決]をし、その尻拭い<sup>しりぬぐ</sup>を人為的市場創出<sup>じんいてきしじょうそうしゅつ</sup>などのケインズ経済で乗り切ろうとしたが、失敗。新自由主義的・グローバル経済でカンフル注射したが、格差が広がるばかりで、問題は何も解決できない状態。行き着くところに行き着いたのがブロック経済と1929年恐慌後の世界の矛盾<sup>むじゆん</sup>がますます雪だるま的に膨れ<sup>ふく</sup>上がっただけの状態です。

こういったことをふまえて、「ほっとスペース八王子」で出来ることは何なのか、それを考えながら活動方針を示していくつもりです。もちろん、意思表明の苦手な人、ただ静かに自分のペースで過ごしたい人、あるいは思想や方法論の違いであるとか、そういった人もいでしょう。「ほっとスペース八王子」は、利用者の意思も尊重しつつ、できることは何か、考えていくつもりです。「北京の蝶」<sup>ペキンちょう</sup>（注4）ごとく、小さなことが世界を揺るがすこともあるということと大げさですが、世

界は繋がっています。2017年度の「ほっとスペース八王子」は、横のつながりも重視していくつもりです。そういったことを踏まえ、各論に移します。

## 2. 大まかな方針の修正

前年度までは、会員を拡大し、事業を増やすという大きな目標を掲げて来ましたが、その一つがグループホームの新設でした。たとえばこういったことを諦めるのではなく、アプローチの仕方を変えるという事です。他事業所と提携、連携して会員間の交流、通所者、利用者の融通などできる形にしていくなど、やりかたはいろいろあるはずで

す。他事業所の多くが希望している作業は、援農（<sup>えんのつ</sup>農作業）です。八王子の市議との懇談会で、休耕地を借りやすく融通できないかという議題があり、障害者作業所として農業が注目されていますが、「ほっとスペース八王子」では、あえてそういった流れには乗らないと考えています。今現在受けている授産作業を中心に、利用者数と相談しながら作業を増やしていく考えです。意見の中に、工賃体系を細かく設定してはという意見もあります。ひとつの授産作業にも、いくつかの工程があり、役割も違ってくる以上、必要なことです。

2015年度に、5段階計画といった拡大計画を打ち出しましたが、2015～2016年度のあいだにあまり劇的な拡大は見込めませんでした。ですが結局これは、諦めるということではなく、あくまで目標は目標として、出来ることから少しずつやっていく形に変えていくことになります。そこで会員数増加の取り組みを次の項目で論じます。

## 3. 会員数増加への取り組み

「ほっとスペース八王子」がNPO法人格を取得し、障害者総合支援法に基づいてB型就労支援事業所となってから5年目に入ります。その間、徐々に会員数は増えてきていたとはいえ、会員の確保は、毎年の課題です。機関誌「ほっと」、ホームページ（ブログ）、フェイスブックといった媒体を軸にする基本方針は大きく変わりません。ですが、そのスタンスをどうすべきかという面は考えなければいけません。

毎年、「政治的主張」を出し過ぎではないかという意見はあります。ですが、先段書いた通り、情勢が情勢だけにある程度の政治的主張は出していかないと埋没しかねません。もちろん、政治的主張が得意な利用者ばかりではないでしょうし、「ほっとスペース八王子」で利用者を第一に考えた場合、まずは『「ほっとスペース八王子」にいて楽しい』と思える場所であってはいけません。そのあたりのバランスは考えていかななくてはなりません。また別の考えとしては、「行政機関のお墨付き」でもあればまた違って来るでしょうし、会員集めも難しくなくなってくるかもしれませんが、現在の状況がそれを許さなくなってきました。やっぱり地道な啓蒙（<sup>けいもう</sup>）、広報活動をしていかななくてはなりません。

その第一歩として、病院訪問（退院促進活動）が挙がりました。利用者みなさんが通っている病院やクリニックなどで見込みがありそうな人をスカウトまでできればいいですが、まずは「ほっとスペース八王子」という存在を周知していく活動から進めて行きましょう。また、会員（利用者）が増えてくると、人間関係のトラブルもどうしても避けられませんが、個々の利用者も、「ほっとスペース八王子」での過ごし方が変わってくるでしょう。そのために、ある程度人数が増えれば事業所を増やす計画があります。2015年度の活動方針で計画した通りです。つぎの項目に移ります。

## 4. 会員の運営参加

「ほっとスペース八王子」は、「当事者運営」をうたっている以上、利用者の皆さんには、なるべく運営に参加していただきたいのです。会員が多くなってくると、「ほっとスペース八王子」の5つの合言葉、特に「がんばらないこと」「排除でなく、配慮を」といった心がけが難しくなってきます。「ほっとスペース八王子」として何かしらの声明を出すこともあるかもしれませんが、障害者の権利（人権）そのものにかかわることはもとより、年金、生活保護といった人としての権利（基本的人権）をおびやかしかねない制度や政策には断固として反対の声を挙げなくてはならない事態もあるでしょう。ですが、人それぞれ事情は違うでしょう。

まず入会して「何がしたいか」が重要です。その時点で、もう「当事者運営」への参加は始まっています。ただ気負う必要はありません。通所してのんびりしたり、昼食を食べてほかの利用者や職員（<sup>しゅべ</sup>）と喋っていたり、気が向いたらプログラムや授産作業、レクに参加したりと、それは、利用者の意思にお任せします。それから全体ミーティングに参加して意見を述べたり、積極的にプログラムや授産作業をしたり、レクや行事があれば、幹事や役割を分担したり、さらに進んで前述した権利擁護活動（<sup>けんりようごかつどう</sup>）や声明、休日にアクティビティがあったりすることもあります。そして、ゆくゆくは「ほっとスペース八王子」の運営予算そのものにも意見を出していただければと考えています。

一人でも多くの会員が、多くの日数を通うことによって、多くの給付金を受けることができます。その給付金によって、より質の高い運営ができます。新しいパソコンやiPad、文房具やレクリエーション器具、あるいは旅行に行ったり美味しいものを食べたり。利用者にはそれを決める権利があります。「ほっとスペース八王子」とのかかわり方、考え方、スタンス、

積極性など利用者によって違ってくるのは仕方ありません。かといって比べる必要もありません。基本は自分、主体は自分、あくまで「自分がどうしたいか」が大事だからです。ですが、「ほっとスペース八王子」として何らかの意思表示が必要な場合、ある程度の意見の集約が必要になってきます。しかしこれは、「みんな同じでいること」を意味しません。ひとりひとりは違って、「同じ思い」を共有することはあるからです。次の項目で、権利擁護活動などについて述べます。

## 5. 政治参加と権利擁護運動

政治というと、思想的な要素がかなり影響する分野です。とっつきにくいと感じたり、意思表明しにくかったり、あるいは意見が対立するということもあるかもしれません。ですが、こと権利擁護の話になるとどうでしょうか。生活保護や、年金などが減額されるといったら、反対するでしょう。増税すると言ったら反対するでしょう。今は多くの国民が将来のための増税はやむを得ないと答えています。あくまで国民は、行政には減税を主張すべきなのです。ここにも、日本社会の問題点があるのです。

障害者総合福祉法や、医療観察法、その他福祉法規の問題も、その延長です。福祉だけではありません。日米安保に伴う法律の改正は、憲法の拡大解釈の問題になりました。安全保障と銘打って、日本のあちこちで軍備が増強され、また、治安対策と称して、特定秘密保護法や、共謀罪（注5）といった法律、また、こんど改正される精神保健福祉法といったことは、障害者の生活を脅かしかねません。このことは、国民、ひいては社会全体の問題です。

「刑務所が最後のセーフティネット」という学者もいます。会員の1人が、「精神病院の7年間は短かったが、刑務所の4年間は長かったという話を聞いた」と言っていました。結局刑務所や拘置所といった刑事施設は福祉でもセーフティネットでもありません。ですから、まずできる政治参加は、投票です。年中そうある事ではないのですが、候補者の主張に耳を傾け、より良い政策を約束してくれる人に投票しましょう。また、集会や学習会、デモなどの市民運動などで、主催者や講師などがどんな話をし、どんな主張をしているか耳を傾け、そしてその中身が自分の身につけば、いうことはありません。

また、障害者は、ときとして先入観に基づくいわれなき差別を受ける場合もあります。日本に未だ残る差別とたたかう（物理的にはありません）ために、ほっとスペース八王子の理念でもある他の被差別者とも連携し、活動することも必要になってくるかもしれません。会員の皆さんには、もちろん自分のできる範囲で、主張なり活動なりの参加を望むものです。

## 6. 行事、レク、プログラムなどの具体的な活動方針

まず、授産作業についてですが、前述のとおり、工賃体系を見直し、利用者に分かりやすく、かつ不公平感が出ないような納得のいく工賃基準を明示すべきという意見が出ました。授産担当職員、利用者でよく検討して、作業内容別の工賃体系をつくっていきましょう。会員の授産作業に対する士気は高く、積極的な参加が目だって良い傾向ではありますが、ここ最近の香華販売に限り、1日のみの参加になっています。もちろん、利用者に無理のない参加を求めているので、現状1日のみであればしかたありません。他の事業所のように職員のみに参加になっているところもありますが、あくまで利用者の積極的な参加を求めます。これは他の授産作業にも言えることでしょう。

次に行事についてですが、これは原則従来通りで問題ないでしょう。利用者によって企画立案、段取り、実行といった流れを職員でサポートする、そういった協力体制はできています。あとは、長距離の旅行、宿泊を伴う行事についても、利用者が主体となって実行できれば言う事はありません。前進友の会（注6）への研修、病地学会総会（注7）への参加といった行事にも参加して旅行の段取りのほかに見聞を拓くという意味で利用者の積極的な参加が見込め、今後も続けていきたいものです。

次にプログラム面についてですが、今あるプログラムも、「ほっとスペース八王子」での限られた時間内では、なかなか新しいプログラムの導入は難しいかもしれません。ですが、利用者のあいだでそれでも敢えて新しいプログラムを考え、検討していただきたいのです。実現するかどうかは別として、全体ミーティングの、ほんの少しの時間でもいいので、話し合うだけでも価値があります。また、プログラムによっては、得手不得手、利用者の健康具合といった要素などで参加状況が異なってくる場合もあるでしょう。

「できない」「やりたくない」からといって、強制することはありませんが、「どう過ごすか」ということは、利用者次第です。「どう過ごすかいろいろ考えを巡らせてみた結果、帰宅することにした」のでも、それは仕方ないことですが、「どう過ごすか考えてみた」だけでもそれは大きな一歩です。現行のプログラムについては、利用者が主体となって実行し、職員はサポート役という分担もできるようになってきました。「ほっとスペース八王子」を過ごしやすい場所にするのは利用者のみなさんです。

## 7. まとめ

「ほっとスペース八王子」は、精神障害者のために権利擁護活動につとめ、ときには権力とも対峙し、いろいろな事業所、団体とも連携、連帯し、今後も活動する方針です。同時に、「居て楽しい場所」「安心してのんびり過ごせる場所」も引き続き目指していきます。「会員を増やしたい」「給付金を増やしたい」「事業所を増やしたい」「新しい事業（例えばグループホーム）を興したい」などといった目標もあり、当然目指していくのですが、まず、「障害者福祉とは何か、一番大切なのは何か」という原点に立ち返り、利用者の意見に耳を傾け、方向性を打ち出すことも大事ではないでしょうか。以上で2017年度活動方針案を締めくくります。

注1：精神保健福祉法は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律といい、精神障害者の医療及び保護を行い、（中略）社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、（中略）精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。（第1条から抜粋、主旨）医療観察法は、正式名心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律といい、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。（第1条から抜粋、主旨）

注2：障害者自立支援法は、正式名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、（中略）障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする（第1条）。法律で、2005年に閣議決定、採決可決し、2006年に施行された。その後、民主党政権（当時）となり、2012年、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称、障害者総合支援法）に替えられたが、ほぼ同じ条文。

注3：従来までの世界経済あるいは貿易は、各国の国益を考えた保護貿易が主流で、異なる2国間では、厳しい取り決めと、収支バランスを考えた関税が決められていた。新自由主義やグローバリズムは、そういった壁を取っ払って、自由に交易しようという考えに基づく。新しい点は、モノや金だけでなく、労働力の移動も自由という点である。一見、世界中自由にいけて働けるように見えるが、今の時点では、富の集中を招くだけである。

注4：いわゆるバタフライ効果。小さな力が及ぼす影響の不確定性を表す。「北京で蝶が羽ばたけば、ニューヨークで嵐が起ころ」とも書かれる（地名はいろいろ変わることもある）。日本でいう「風が吹けば桶屋が儲かる」にも似ている（同じではない）。

注5：特定秘密保護法は、国家（日本）の安全保障にかかわる秘密（あるいは情報）の取り扱いに関する法律である。あくまでこの法で守られるのは秘密や情報であり、守れない公務員には罰則がある。障がい者と何の関係があるかと思われるが、この法律が違憲であるからである。権力が憲法を遵守しての安心であり、知る権利を侵害している。共謀罪は、正式には組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の改正であり、法律名には共謀もテロの字もない。組織犯罪にテロが含まれるとして、共謀罪とはどういうことかということ、改正される条文に、犯罪準備を謀る行為が含まれるのである。法務省などは、宣撫に奔走しているが、いつ恣意的に運用されるかわかったものではない。

注6：「前進友の会」は、京都市山科区にある当事者運営の患者会。

注7：病地学会は、正式名称日本病院・地域精神医学会という。2016年の第59回総会は、東京都練馬区で行われ、ほっとスペース八王子からも、多くの職員・会員が参加した。2017年の第60回総会は、長野県松本市で開かれた。

## ほっとスペース八王子就業規則の改定について

改正前：第7条 始業・終業時刻及び休憩時間は次の通りとする。 始業時刻 午前10時（一部午前9時30分）終業時刻 午後5時30分（一部午後5時）休憩時間 昼休み60分間

改正後：第7条 始業・終業時刻及び休憩時間は次の通りとする。

始業時刻 午前10時終業時刻 午後5時30分休憩時間

昼休み45分間、休憩15分間（連続1時間あり）

（社内預金）第22条 常勤・非常勤を問わず、本人の希望により、毎月2,000円の社内預金を積み立てることができる。

1 社内預金の額は、毎月2000円に、積み立てた月数を乗じたものとする。

勤続年数 支給 5年～定年 2000×積立月数

2. 休職する期間については、会社の都合による場合を除き、前項の勤続年数に 算入しない。 社内預金は、支給事由の生じた日から 1 か月以内に、退職した労働者（死亡による退職 の場合はその遺族）に対して支払う。

※第22条自体を保留事項とする

第25条 休職期間は勤続年数に通算する。休職期間の賃金は法律の定めるところとする。又は、理事会において決定する。

2. 病気休業補償（私病）<sup>しびょう</sup>については、賃金補償期間は現行どおりとする。但し期内1回のみ。（1年に1回）3. 入職時点での疾病<sup>しっぺい</sup>については休業補償を適用しない。 4. 通院歴があり、病名のある疾病については、健康保険加入者で傷病手当受給可能な場合、本人が手続きをする。

※第25条文のうち、2項をカット、次項以降を順次繰り上げ。

改正前：第33条

2 私病と業務上（労災）の取り扱いについて

1）私病または労災申請しない場合の取り扱い 雇用期間 雇用形態 補償の有無 支給金額 支給期間 入職日から6ヶ月以内 常勤・非常勤 休業補償無し 無給

6ヶ月以上1年未満

常勤 休業補償有り 平均賃金の60% 2ヶ月 非常勤 休業補償有り 平均賃金の60% 1ヶ月

1年以上3年未満

常勤 休業補償有り 平均賃金の60% 4ヶ月 非常勤 休業補償有り 平均賃金の60% 2ヶ月

3年以上

常勤 休業補償有り 平均賃金の60% 6ヶ月 非常勤 休業補償有り 平均賃金の60% 4ヶ月

2）私病における対象者は診断書を提出すること。 給与（休業補償）を先に出す。それ以上休職が続く場合、診断書提出の上、無給休職とする。健保加入で傷病手当<sup>しょうびょうてあてがいうしや</sup>該当者はその手続きをすることとする。期間については、法律で認める期間、その後は無給とする。職場復帰が難しい場合、退職を検討する。

3）労災扱いの場合 当該、職員の意見を聞き、労災と判断した場合に適用する。初診日が重要なので、すぐに受診すること。労災保険を適用する。原則無給とする。（労災保険から）但し、私病扱いと同様に仮に60%を支給 する。労災認定についてまったく争いのない場合には、10割を仮払いとして労災保険受給分を返還す る。労災認定の場合、休業3日、100%事業所補償。仮払いと労災で10割補償（ケースにより見舞 金として最大12割まで検討する）。労災不支給の場合、返還を求める。

改正後：第33条2の1～3までを削除。

附則

第13条 この規則は2017年4月1日より実施する。

ボランティア規定の改定

次の1項目を新たに加える。

第5条（活動の注意事項）

（8） ほっとスペース八王子の理念、設立趣旨を尊重し、実現するに当たり、スキルを向上させるために研修に参加する。

附則

第1条 2017年4月1日に修正の上、施行する。



# 大事なお話

## ほっとスペース八王子の

### 継承、発展のために

安兵衛

（ほっとスペース八王子の設立総会議案書、会則、定款を参照）

「1」ほっとスペース八王子の活動と障害者総合支援法との関係

先ず、確認すべきことは、ほっとスペース八王子は障害者総合支援法（以下、法とする）に適合はさせますが、しかし、ただ法に従順なだけの事業所ではないということです。

ほっとスペース八王子は法が制定される前から、「精神病患者」の自己解放のための患者会の運動体として1980年代から40年近く活動してきたことを忘れてはいけません。法に学ぶ、法の趣旨を学ぶいわれなどありません。ただ、それを学ぶのは法に僕らの活動を適合させるためだけです。ほっとスペース八王子が設立された当

初の理念、趣旨に基づいて活動を継承、発展させていくことが僕らにはとても大切な事なのです。

「2」ほっとスペース八王子の理念と法の求めるもの

（ア）法の理念Ⅱ（就労至上主義、厄介者は社会の片隅に追いやる）

僕らの理念と法の理念、何が異なるのでしょうか。

法の趣旨は就労至上主義です。工場等の職場の歯車の一部、しかも障がい者を差別的に階層化させている差別社会の下のレベルの歯車として、機能させることを目的にしています。

さらに、地域や家族の中で厄介者にならない様に、一般就労出来ない障がい者を地域の一角の中間施設（就労継続支援事業所、グループホーム等）の枠に閉じ込めることを目的にしています。

また、上記のいわゆる法の指定による事業所から福祉サービスの提供を受

けようとするためには様々なことを、特に精神障がい者の生い立ちから発病、治療歴までの実態を行政組織に把握されることも覚悟しなければサービスの提供を受けることが出来ません。（後に述べるように、精神病患者の実態調査は1980年代から反対運動が活発に行われていた）

一人の人間として誰からも干渉されずに人生を謳歌し、当たり前前に生きるのに何故、SSTなどで空気の読み方や協調性の獲得の仕方を学んだりすること、あるいは従順さを強制されなければならないのでしょうか。

（イ）空気を読む、協調性を持つことを強制される

精神病にならなければ、別に空気を読めるかどうか、協調性があるかないか等問題にもならなかったはず。世の中には空気を読めない人、協調性のない人など、そういう人はたくさんいます。そういう人たちは全て精神病患者と同様に訓練を受けなければならない義務はありません。ただ、生きていくのに生き辛さ、生きにくさを味わう義務が生じるだけです。

しかし、精神病院に入院、通院するという経験は通常の人達（いわゆる「健常者」）と異なる道を歩む義務同

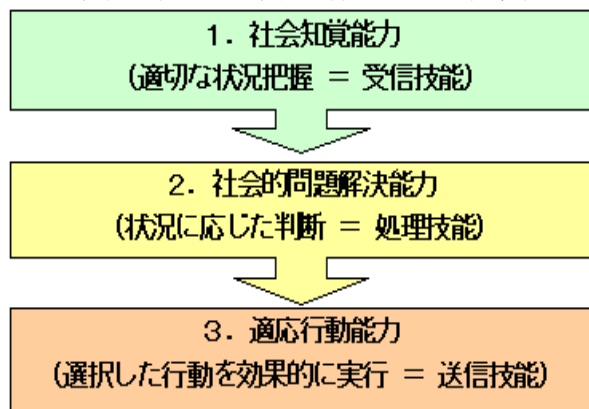
様のことが課せられてしまうのです。様々な制限を受けるカッパツきの「自由」を得ることが退院であるということに始まる、このシステムは退院後もグループホームを経由しなければ一人暮らしも認めてもらえないシステムです。

退院できるためには病院スタッフに従順になることを強制されます。病院の細やかなルールに従わなければ、このルールに従い、従順にならないければ退院も不可能なのです。しかも、退院後に經由しなければならぬグループホームもまた一人暮らしをするためにはルールに従うこと、つまりない事まで細やかに定められたルールで、こんなことまで守らなきゃならないのかと小中学校の校則のようなルールです。そして、精神病院が運営するデイケアに通わされます。まさに、精神

病院での飼育殺し状態（空気を讀まされ続ける、協調性を持たされ続ける、精神医療につなぎとめられる

A 敢えて  
K 空気を  
Y 読まない

図1：Social Skills モデル  
段階的・社会生活技能訓練のモデル（一例）



状態が継続するのです。エッセイ・ソーシャルスキルトレーニング SST（社会生活技能訓練）などという得体の知れない訓練などするいわれもなかったはず。世の中には部屋の片付け、自炊能力、金銭管理が出来なくても、それなりに生活している人は大勢います。そういう人たちに SST をやらせますか？ 生い立ちから病歴等のあまり他人に知られたくない個人情報を行行政に提供しますか？

要は、精神に病を持った、精神科にかかったという理由だけで普通の人は異なった処遇を受け続けなければならないのは、おかしくはありませんか？

（ウ）ほっとスペース八王子は行政に

手を貸すのか？

そういうおかしい仕組みにほっとスペース八王子は障害者総合支援法の仕事所として行政に手を貸しているのです。

1981年頃はほっとスペース八王子の前身であった八王子・赤堀さんと共に闘つて、闘う蟻の会、関東・精神病者有志の会は国や行政の精神病実態調査に自治体の労働者、精神医療従事者と共に反対してきました。ところが今は多くの自治体や精神医療従事者が精神病者の実態調査のお先棒を担いでいるのです。精神病者に対してこのように重大な責任を負っている立場の者が、その責任をどう取るべきなのでしょう。

そもそもほっとスペース八王子は精神病者の自立、自己解放のための活動を拡げようと共同作業所運動を開始しました。お上からお金を得て解放運動など出来ない、という議論も当然ありました。しかし、共同作業所運動をほっとスペース八王子より先んじて進めていた京都・前進会の会、すみれ会、わらび家等の先輩たちに続いて頑張ろうとしました。「お上から金をもらわずに」頑張つて活動してきた愛媛の松山の「こかい」も僕らの大先輩でした。彼らと共に僕は精神衛生法撤廃運

動、そしてその改悪版の精神保健法、さらに改悪版の精神保健福祉法など精神病者の強制入院、強制治療の法的根拠を撤廃させる活動を進めてきました。

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）への法内事業所としての移行に当たって、猛烈な議論となり、法制定に対して徹底抗戦してきました。その闘いの成果として今日のほっとスペース八王子があったはず。その成果としてほっとスペース八王子の会が逮捕された場合も個人情報捜査当局に提供することもしません。しかし、そんな活動だけでは十分ではないと思います。

（エ）ほっとスペース八王子は精神病者自己解放の活動を展開する



| 国民年金 厚生年金保険 診断書 (精神の障害用) |                                    | 様式第120号の4                                           |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 氏名                       | 年金 太郎                              | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日生 ( ) 性別 ( ) 男 ( ) 女                  |
| 住所                       | 〒○○-○○-○○ ○○市 ○○区 ○○町 ○○丁目 ○○番 ○○号 |                                                     |
| ① 障害の原因となる疾病             | 統合失調症 (F20)                        | ② 発症の発生年月日 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症 |
| ③ ①の病状の発症の時期             | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ④ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑤ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑥ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑦ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑧ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑨ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑩ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑪ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑫ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑬ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑭ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑮ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑯ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑰ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑱ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑲ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ⑳ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ⑳ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉑ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉑ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉒ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉒ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉓ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉓ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉔ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉔ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉕ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉕ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉖ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉖ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉗ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉗ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉘ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉘ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉙ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉙ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉚ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉚ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉛ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉛ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉜ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉜ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉝ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉝ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉞ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉞ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㉟ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㉟ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊱ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊱ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊲ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊲ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊳ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊳ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊴ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊴ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊵ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊵ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊶ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊶ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊷ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊷ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊸ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊸ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊹ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊹ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊺ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊺ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊻ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊻ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊼ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊼ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊽ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊽ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊾ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |
| ㊾ 発症の時期                  | 昭和 ○○年 ○○月 ○○日                     | ㊿ 発症の時期 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 診断書で確定 (本人の請求) 本人の自覚 時の発症    |

年金申し込み用の診断書。(画像は精神用(一部))  
これも障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)によるもの。

## 反戦平和活動

それは反戦平和活動、平和憲法を守る活動がその礎（いしずえ）となります。

平和でなければ、僕たちの活動は無理です。戦争中に都立松沢病院では精神病者は餓死（がし）させられてきました。ドイツではガス室に送られて、殺されました。2016年には日本で「障がい者は生きている意味がない」と神奈川県立津久井やまゆり園で19名もの障がい者が殺されました。

こういう状況で精神病患者自己解放運動がスムーズに進むとは考えられません。

地道に地味に地を這（は）うように進めてきた障がい者解放運動が水泡（すいほう）に帰す恐れは十分にあるのです。反戦平和運動と労働者の闘いに支えられて初めて障がい者解放運動が誕生し、発展してきた歴史を垣間見るならば、この反戦平和の闘いに連携する取り組みは欠かせません。

欧米列強が17、18世紀以来植民地争奪戦争を推し進め、日本も19世紀末から欧米列強の仲間に入っていきました。その過ち（あやまち）を根本から問い直さない限り真の平和は訪れることはありません。

沖縄に核があり、基地があること自体問い直す必要があります。何故、沖

縄に日本の米軍基地の74.7%が集中しているのか？これが差別でなくて何でしょうか？自ら差別を受けて、生き辛さを感じている僕らが差別することに反対するのは当たり前です。ほっとスペース八王子はこれに黙っていることはできません。

① 改憲に反対する

② 反戦反基地反核の闘い

③ 反差別の闘い

④ 反戦平和反差別を闘う労働者との連帯

⑤ 障がい者解放の闘い

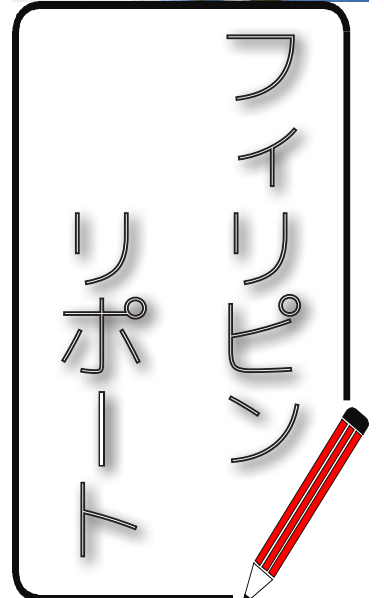
（オ）世の中の動きと結びついて活動する

地域で孤立している仲間との結びつき※この文章は、未完成です。機会があれば、完全版を…いつになるかですが。

みなさんこんにちは、レフ・ヴァウエンサです。ポーランド連帯の議長でした。



昔はワレサと呼ばれてました。発音はヴァウエンサのほうが近いです。それでは、次の記事に移ります。



158号の続きです。（安兵衛）

「6」近世日本とフィリピン

16世紀頃、大航海時代にフィリピンの植民地支配が始まった。ラプラブ（注1）軍とスペイン・マゼラン軍との戦いでラプラブ軍が大勝利した歴史は有名です。

しかし、後年スペイン軍は大軍団を率いてフィリピンを植民地としました（注2）。

それ以前から住んでいた日本人も根拠地に集結したようです（注3）。

16世紀末には定期的に九州から日本船がマニラ港に行き来し、日本からは銀を日本には中国の生糸、絹織物、フィリピン産の金などで交易していたようです。いわゆる南方貿易です。

海の絹の道と言われる地中海〜紅海〜インド洋〜マラッカ海峡〜シンガポール〜フィリピン〜中国の航路を辿って商取引があったと思われます。

その頃、マニラに日本人町ができて、3,000人くらい住んでいたようです。

17世紀に入って、当初は江戸幕府もフィリピンとの交易に御朱印状（海外渡航許可証）を発行して進めていました。しかし、キリスト教弾圧が激しくなり、キリシタン大名・高山右近（たかやまうこん）ら100名がマニラに追放されたりしました（注4）。



マニラの日本人街も今は昔、「リトル・トーキョー」という一角と高山右近像がかつてを偲（おも）はせるのみです。

「7」スペインとアメリカによる

フィリピン争奪戦争（米西戦争）

（注5）

キューバとフィリピンのスペイン植民地争奪戦で勝利したアメリカはスペインの植民地だったキューバとフィリピンを領有することになった。それまでスペインと闘っていたキューバとフィリピンの民族解放運動はアメリカに対するものになった。



（絵はパセオの闘い）（注6）

「8」アジア・太平洋戦争で

日本がもたらした災禍

アメリカのフィリピン統治と闘っていたフィリピン解放運動は日本とアメリカとの植民地争奪戦争において、対米戦が対日戦と変わり翻弄され（注

7）、米西戦争のときと同様、解放運動に混乱が起こり、たくさんのフィリピン人が殺されたり、処刑されたりしていました。

日本との関係では抗日戦線でフクバラハップというのが有名です。太平洋戦後のフィリピン独立に多大な影響を与えています。

日本軍との戦い

1942年2月6日、日本軍占領下のフィリピンで、農民運動を母体にルソン島の山村でルイス・タルクをリーダーとして結成された。

フクバラハップはパンパンガ・タルラック・ヌエヴァ・エシハ各州の貧農を主な構成員としていたが、5管区から成る軍隊組織や軍事学校を有しており、日本軍の追放や地主階級の打倒を目的として、日本陸軍を相手に巧妙なゲリラ戦を展開した（住民も住居や食糧を提供するなどしてその活動を支援した）。

これに対し日本軍は爆撃などによる大規模な攻撃を再三行つたなど苛烈な報復を繰り返したがその勢力を一掃することはできず、フィリピン占領期間中、日本軍は一貫してフクバラハップに苦しめられた。

米軍との共闘と裏切り

一方、太平洋戦争（大東亜戦争）において当初は劣勢であった米軍も、1944年10月24日のレイテ沖海戦勝利（注8）を皮切りに猛烈な勢いでフィリピン再占領を進め、1945年2月に首都マニラを奪還、同月27日にコモンウェルス政府を復活させ、ここにフィリピン奪還に成功した。この際に抗日ゲリラ組織は重要な役割を果たしたが、その中心にはフクバラハップがあった。米軍とフクバラハップの間には、かつて米極東軍ユサツフェ・ゲリラと地下で連絡を取り合つて対日協力がなされ、対日作戦において両者には役割分担がなされるなど、極めて緊密な関係があった。



フクバラハップ最高指導者  
ルイス・タルク氏御近影。



レイテ沖海戦（シブヤン海）。  
このあと、ほどなくして武蔵は  
1000メートルの海底に沈んでいった。

ところがアメリカは、「米軍によるフィリピン解放」の既成事実を作り戦後の米軍の権益を確保するため、また抗日ゲリラ活動に土地改革活動を結合していたフクバラハップの共産主義的性格を恐れたために、フクバラハップの武装解除および幹部の逮捕など、最終的にはフクバラハップの活動への弾圧を行った。この弾圧は、後の冷戦期に至るまで続くこととなった。

戦後のあゆみ

第二次世界大戦後、「冷戦」が始まり、東南アジアにおける共産主義の拡大を恐れたアメリカは、フィリピン共産党を核とするフクバラハップに対しても弾圧を強めた。同時に戦時中、日本軍

政に協力的だったフィリピン有産階級を新共和国政界に復帰させるなど、反共主義的政策を採った。

こうしてフクバラハップは一時解散されたが、小作料値下げなどの土地改革をめざす農民運動が政府による弾圧を受けたため1947年に再建され、武力抗争を継続した。同年の選挙でタルクからフクバラハップの指導者達は民主同盟（DA）から立候補し、正当に当選を果たしたが、議会制度へのフクバラハップの参加を恐れた議会の保守的な大地主達が議席を剥奪してしまった。そのためフクバラハップは蜂起、その勢いはほとんど共和国政府を転覆するまでとなり、親ソ共産国家樹立も間近かと思われるほどであった。



フィリピンコモンウェルス（独立準備政府）初代大統領（第一共和国からの通算では二代目）マニエル・ルイス・ケソン。独立準備政府における総選挙で選ばれた大統領であったが、ニューヨークで客死。

1948年、キリノ大統領によって和平交渉が試みられたが、武器引き渡しの条件などで意見が一致せず決裂。1950年にはフィリピン人民解放軍（フクボンIIマボクパラヤンIIバヤン、略称HMB）と改称し、勢力は正規軍3万人・後備隊25万人に達していた。しかし1951年以降、ラモン・マグサイサイ（注9）の指揮による政府軍の攻撃を受け弱体化、マグサイサイはルソン島中部で共産党政治局員のほとんどを逮捕し、フクバラハップ叛乱の根幹を抑えてしまった（この功績によって評判を上げたマグサイサイは、1953年の選挙で大統領に当選している）。1954年には指導者のタルクも政府に降伏した。以降、フクバラハップは衰退の一途をたどり、1950年代じゅうにはほぼ完全に鎮圧された。

### 「9」戦後のフィリピン

アメリカの庇護の下でマルコス政権（注10）は独裁政治を行い、アジアの中でフィリピンは経済的に貧困に追い込まれてしまった。フィリピンの民主化の闘いは労働組合さえも非合法下で活動せざるを得ず、武装闘争として1980年代まで続いた。

1983年、アメリカに追放されて

いた上院議員ベニグノ・シメオン・アキノ・ジュニア（通称ニノイ）がマニラ到着直後に暗殺されると、反マルコスの機運が一気に高まり、1986年の大統領選挙で、不正選挙の疑惑があると民衆が詰め寄り、軍部（エンリレ国防相とラモス副参謀総長、のちに大統領）も協力する形でマルコスは失脚した（エツア革命）。

マルコスが倒され、コラソン・アキノ政権に続く（注11）現在のドゥテルテ大統領下で民主化が進んでいると言えるのかも知れない。

注1…ラプラープ（1491～1542）は、フィリピン、マクタン島のイスラム部族長であり、1521年、キリスト教への改宗と朝貢を迫ったマゼランを本拠地マクタン島で迎え撃ち、マゼランを殺害。（ちなみに伝承ではラプラープ本人がマゼランを討ち取ったとされるが、実際は集団戦でマゼランは死亡している）スペイン軍は撤退、翌1522年にヴィクトリア号と18人のスペイン人と3人のインディオがスペインに帰還。

注2…1529年、スペインはポルトガルに対し領有を宣言（サラゴサ条約）、1543年には、フェリペ2世にちなみフィリピン諸島と命名。1565年、植民地化。



エツア革命の立役者、コラソン・アキノ元大統領。エツアは通りの名前。民衆運動のメッカ。それにしてもアキノ氏の画像少ないです…

注3…16世紀末ごろには、マニラに日本人街が作られた。最盛期には、約3000人が居住していたとされる。注4…高山右近は1614年に追放され、マニラで生涯を終えたと伝わる。注5…米西戦争は、1898年のメイン号事件をきっかけにアメリカとスペインの間で起こった。アメリカは他にもグアムとプエルトリコを獲得している。

注6…米比戦争（1899～1902）を描いた絵画。パセオとは、スペイン語で遊歩道を意味する。米比戦争は独立運動家ホセ・リサールの処刑もひとつのきっかけとされるが、ホセ・リサルについてはいずれまた。

注7…日本軍によるフィリピン侵攻は、1941年の対米宣戦とほぼ同時

期に始まり、2週間ほどでマニラに軍政を発令したが、義勇軍のフクバラハップやユサツフェのほか、米軍フィリピン部隊が抗戦し、日本によるフィリピン全土占領は開戦から150日後であった。1943年10月、ホセ・P・ラウレルを大統領とする独立政府を立てたが、1944年10月の米軍レイテ上陸から1945年1月のマニラ陥落を以て、フィリピンでの日本軍政は終了した。翌年2月には主権回復。

注8…世界史上最大の海戦と称されるこの戦いで、日本海軍（聯合艦隊）は、事実上壊滅した。

注9…ラモン・マグサイサイ（・イ・デル・フィエロ1907〜1957）は第7代フィリピン共和国大統領。死後、アジアの地域貢献などの活動に与えられる「マグサイサイ賞」が創設され、日本では市川房江、黒澤明、石牟礼道子、緒方貞子などが受賞している。

注10…フェルディナント・マルコス は、1965年に第10代フィリピン大統領に就任。任期はじめこそ、経済発展や雇用（じよう）に力を入れていたのだが、1972年に最初の戒厳令を発すると、学生運動、共産主義者への弾圧を強め、農地解放に伴う利権を独占することで、一気に独裁色を強めていく。

注11…コラソン・アキノ以降のフィリ

ピン共和国大統領は、フィデル・ラモス、ジョセフ・エストラダ、グロリア・アロヨ、ベニグノ・アキノ三世、ロドリゴ・ドゥテルテ（2017年現在）である。



フィリピン旅行リポート

安兵衛

2017年6月5日、前夜出発組がJR八王子駅北口に集まりました。朝が早いので、成田空港に泊まり込むという計画で出発です。リムジンバスに乗り込みました。レインボーブリッジを通過して成田空港まで2時間かからなかった。

今回は渋滞もなく、スムーズに運行できたので早かったと運転手の弁でした。第2ターミナルに到着しました。北ウエイティングエリアで一晩明かします。畳（たたみ）スペースは思ったより快適でした。冷房効きすぎで、寒さ対策が必要でしたね。

翌6日、クリスティンさん家族、ビビアンさんと合流し、チェックインしました。

平日なのに割と混んでいます。（写真左）



機内食の美味しいお昼ご飯を食べた後（写真左上）、フィリピン・セブ・ラプラプ空港に到着しました（写真右下）。



マンドラウエ市のホテルにチェックインして、クリスティンさんの家族と合流し、ショッピングモールで豚の丸焼き（レチョン）等のフィリピン料理をタラフク食べて、セブ市の隣マンドラウ

エ市のスーパーで買い物です。ラカタン種のバナナも買い込んで早速食べてみました。美味しいチョコレートケーキをホールで買った仲間もいましたが、滞在中に全部食べきれずに残してきました。

翌6月7日、フィリピン料理の食材が栽培されている小さな農園に行きました。フィリピン料理の食材がたくさんで、見ているだけでお腹すいてきました。ラカタン種の美味しいバナナもなっていました。

サンペドロ要塞。セブの民衆のギリラ攻撃にスペイン軍が作った要塞だそうです。





最も古い時代に建てられた教会です。サントニーニョ教会。フィリピンで



マゼランクロス。

十字架上の「INRI」という文字は、ラテン語で、IESUS NAZARENUS REX IUDAEORUMの頭文字。日本語訳で、「ユダヤ人の王、ナザレのイエス」を意味する。



カルボン市場。セブ市の繁華街、セブ市民の食卓を満たす食材もたくさん。クリスティンさんが近所にある大学から休み時間になるとこの市場に来てはいろいろ美味しいものを食べていたそうです。



↑ジブニー。ジープっぽい。狭い。相席。しかし安い。フィリピンでは手軽な足。

セブ式ジブニー。乗り合いタクシー。マニラ式との違いは、セブ式は色もデザインも派手なことです。



僕はラプラプとツーショット、クリスティンさんもツーショットしました。

フィリピン二日目のお昼ご飯はマクタン島のシーフードレストランで生きの良い魚介類を食べました。水分はココナツジュースです。お昼飯を食べたところはマゼラン・スペイン軍を壊滅させたフィリピンの英雄・ラプラプの碑がある場所でした。



クリスティンさんの出身サンホセ・コレト大学にも車窓から見ました。都会の大学らしく、大きなビルディングの大学でした。

道教寺院にも行きました。古代中国の影響もあるフィリピンには道教の寺院もあります。（写真次頁頭）  
その晩の夕食はクリスティンさんの妹さん宅にお呼ばれで、ホームパーティです。次々と



マクタン島で有名なギター工場にきました。  
良い材質で素敵な音を奏でて、リーズナブルなお値段。ピアノさんはフォークギターをお買い上げ。



しかったですよ。  
6月8日、三日目はマクタン島のビーチリゾートで楽しめました。  
お昼ご飯はもちろん、フィリピン料理、デザートもフィリピン風です。



何枚かあった7日の夕食写真、  
なぜかことごとくブレブレ。

フィリピン家庭料理が運ばれてきます。  
デザートのフルーツのスイカもフィリピン・スイーツもどれもこれも美味



ビーチリゾートでのアクティビティを思う存分楽しみました。

午前中は挑戦心が湧き上がらなかった仲間も、楽しんでいる仲間を見て午後には挑戦心が沸々と湧いてきて、カヤックや standing paddle に挑戦。やっと全員が楽しめるツアーになりました。この劇的なダイナミズムは堪えられませんでした。



フィリピン・セブ島の最後の夜はセブ市の繁華街のモールでお食事。

フィリピン経済をテーマにしていた仲間も日本でネット情報だけでは考えられない現実を目の当たりにしたと驚嘆していました。

フィリピン中華を食べました。

毎日毎食沢山のご馳走を食べたので、最後の夜は簡単なものにしようということになりました。

せっかく、美味しい料理店が軒を並べているのに、残念でしたね。



機内で映画を観るのにスマホかアイパッド、アイフォン、タブレットが必要になったのには驚きでした。フィリピン航空だけの

6月9日、四日目。ほっとスペース八王子のフィリピン研修旅行最終日です。短いツアーでしたが、様々な想いを抱いて日本に向けて飛び立ちます。3人は実家に残って親孝行です。フィリピン・セブの案内お疲れ様でした。  
面白いのはフィリピンでは出国税が取られるのです。他にもあるのでしょうか。フィリピン人で外国の永住権が無い人には税金が収入に際して取られるのも、海外への出稼ぎがGDPを支えているフィリピンならではの。

か？  
ほっとスペース八王子のフィリピン研修旅行。無事帰国しました。



ビビアンさん、クリスティンさん、フィリピンでの案内ありがとうございました。お疲れ様でした。

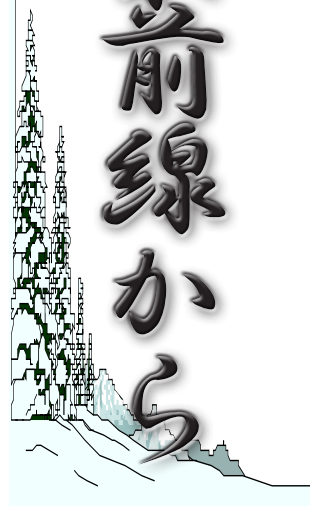
今回のフィリピン研修旅行では格安なSIMが役に立ちました。今までは「イモトWi-Fi」等のモバイルルーターを利用していましたが、俄然割安です。8日間で3ギガ1400円でした。

SIMフリーの端末一個あれば、テザリング設定をして、ルーターとしてWi-Fi環境を構築してPC等の端末も使えます。

確かに、フィリピン現地にも格安のSIMが販売されていました。それも手です。

でも、日本で購入して日本でも使えるこのSIMは使い勝手も良くて、最高でした。

# 運動の最前線から



2017年7/16・17 第5回 福島  
を忘れない！全国シンポジウム・現地  
見学バスツアーに参加して

山海珍味

知り合いのNさんから、7/15〜16

に行われた「反原発議員連盟」主催の「第5回 福島を忘れない！全国シンポジウム・現地見学ツアー」への参加を打診された（Nさんは「福島を忘れない！全国シンポジウム・現地見学ツアー実行委員会」の事務局メンバーでした）。実は昨年も誘われたのだが、日程が合わず行けなかった経緯がある。2011年3月の東日本大震災・福島原発事故から6年を経て、「風化」

の声も聞かれるようになった昨今ではあるが、福島現地の状況はどうなっているのだろうかという関心もあり、今年は2つ返事で参加することにした次第である。このツアーの主催団体である「反原発議員連盟」は2011年1

月に準備会を作り、同年3月の福島第一原発の事故後の6月に正式に発足。その後原発の停止・廃炉を求めて活動を継続して、毎年7月には福島現地ツアーを実施しており、今年で5回を数えるとのことだった。

7/15の朝7時に新宿西口に集合してバスに乗り。やはり若干の遅れが発生して出発はすこし遅れたが8時前後には無事福島へ向けて出発した。参加者は40名を超え、伊方現地の方も参加されていた。福島にはこのバス以外にも新幹線で福島に向かうグループもあって、福島現地のシンポジウムには総勢200名を超える方が参加された。

福島到着後、さっそく「福島グリーンパレス」で、シンポジウムが開催された。このシンポジウムでは、川俣町議会議員の菅野清一氏、葛尾村議会議員の松本静男氏、飯館村議会議員の渡辺計氏、大熊町議の木幡ますみ氏、

福島原発事故被害者津島原告団団長の今野秀則氏からそれぞれ「避難解除地区の現状」をお聞きした（渡辺計氏と木幡ますみ氏は、お忙しい中、翌日の現地バスツアーにも参加して、詳細なガイドをしていただき大変勉強になりました。ありがとうございました。その後OurPlanet代表理事の白石草氏より「チェルノブイリと福島（子供の命と健康をどう守るか）」、福島原発被害弁護団の広田次男弁護士からの「被爆・裁判の現場から」の講演をいただいた。



翌日は早朝7時にホテルを出て、川俣町→飯館村→南相馬市→浪江町→双葉町→大熊町→富岡町→楡葉町→四ツ倉道の駅へむけての現地バスツアーへいざ出発。

最初に目に入ってきたのが、前日シンポで報告された、畑の中にどんと黒や緑のシートで覆われた「除染土（除染廃棄物）」の大きな塊。実に異様な風景である。川俣町を通過して飯館村に向かう。ガイドしてくれた渡邊村議によると、飯館村は、一部に「帰還困難区域」があるもののほぼ居住制限は解除されているとのこと。

飯館村役場の前に設置されていた線量計は「0.32マイクロシーベルト」をさしていたが、除染されていない山の中に入るとはるかに線量が高いとのこと、除染には一定の効果があることは確かであると指摘しておられた。



（写真説明① 村役場の前の線量計は0.32マイクロシーベルトを指して

いるが同じ敷地の植物の上では1.066マイクロシーベルトを指している。



また立証されていないが、「海」はなぜか浄化作用があること。また事故から6年を経て、昆虫などの小さい生き物の姿がめっきり減るなど環境への影響が始めているのではないかという点を強調しておられた。

大館村から浪江町へ向かうと、ガイドは大熊町村議の木幡氏へバトンタッチ。木幡氏のガイドで浪江町を通過する。山の方へ逃げて津波の被害を免れた小学校跡地を見学、小高い山側にある碑で震災の犠牲者を慰霊して、福島第一原発のある双葉町↓大熊町↓富岡町へ向かう。双葉町↓大熊町に入ると、バスの中では、ガイガーカウンター

が一斉になり始めた。「帰宅困難区域につき通行止め」の看板と警備員を後にしてバスは一路四ツ倉の道の駅へ。炎天下の中、四ツ倉道の駅で休息後、バスは新宿へ向かった。



（写真説明②）山の方へ逃げて生徒全員が助かった浪江町の小学校跡。左が木幡村議。右側が杉並のけしば区議



（写真③）浪江町の小高い丘の上に建てられた慰霊碑。）

（写真説明④）双葉町↓大熊町↓富岡町で見られた「避難困難区域につき通行止め」の風景



今回の福島原発バスツアーに参加し、現地の状況に精通している町議、村議の方の生の意見を聞くことができ

てよかったと思う。いま福島では、大量の「除染廃棄物」の処理をどうするかの問題や、「低線量被ばく」下での「暮らし」を強いられている。一見、表面上は日常生活に戻ったかのようにあるが、シンポジウムでの「チエルノブイリと福島」（子供の命と健康をどう守るか）で講演した白石草氏の指摘のように、今後福島での子供たちの小児甲状腺ガンの多発が予想されるなど、原発事故前の環境とは全く違う状

況下にある。原発事故は、10年・20年・30年のスパンで見ないと本当の被害の実態は見えてこないということを実感した。

いま、安倍政権下で、エネルギー政策は原発再稼働へ大きく舵が切られ、川内、伊方、高浜と4基の原子炉が再稼働するに至った。今回の福島ツアーに同行したたんぼ舎の共同代表である柳田氏は、現在再稼働中の原発のなかから「第2のフクイチ」事故が生まれる可能性に触れていた。あくまで「予測」ではあるが、誰もその可能性を否定できないと思う。福島原発事故では、環境に漏れた放射能の8割は海の方へ流れたという幸運に見舞われたが、「第2のフクイチ原発事故」ではそうなる保証は全くなきとも話されていた。

この狭い日本で、炉心から放射能が環境に漏れる原発（事故）が2つもあつたらたらどうなるのだろうか……という暗澹たる気分が新宿についたバスを後にして帰路についた。（一刻も早く原発止めて、自然エネルギーの社会に転換しないと大変なことになるよな」との思いを新たにしたツアーでした。）



（了）

# メディアが報じない、 先島—南西諸島の 自衛隊配備の実態

## 緊急連載

作成・小西誠（軍事ジャーナリスト）



\*この写真・文は、著作権フリーです。どうぞ、全国にこの事実を広めて下さい。



●序論 自衛隊の南西諸島配備計画の概要  
よやくに  
\*与那国島  
2016年3月28日、陸上自衛隊沿岸監視隊の隊員約160人が配備・駐屯地が開設、今後、航空自衛隊の移動警戒隊約50人以上が配備予定。  
\*宮古島  
2018年度までに、地対艦ミサイル部隊約100人、地対空ミサイル部隊約150人、その指揮統制部隊（司令部）となる部隊約200人、警備部隊（普通科）の約350人の、合計して約800人配備と発表。

\*石垣島  
2019年度までに地対艦・地対空ミサイル部隊、警備部隊の約600人と発表。  
\*奄美大島  
2018年まで先島諸島と同様、地対艦・地対空ミサイル部隊と警戒隊の約550人、これに空自の移動警戒隊約50人以上も追加される予定（2016年度防衛概算要求）。  
\*馬毛島  
南西シフトによる島嶼防衛戦の事前集積拠点として部隊配備、米軍・岩国基地のFCLP空母艦載機着陸訓練としても使用。  
\*沖縄本島  
2016年3月末段階で陸自約2650人、海自約1490人、空自約3910人の合計約8050人。2010年の沖縄県統計は、陸自約2300人、海自約1300人、空自約2700人。



| 南西地域における陸上自衛隊拠点整備の状況② |      |                     |                              |           |        |                                                 |
|-----------------------|------|---------------------|------------------------------|-----------|--------|-------------------------------------------------|
| 配置予定先                 |      | 配置予定候補地             | 配置予定部隊                       | 配置部隊の規模   | 配置要請   | 地元要入 説明                                         |
| 奄美大島                  | 奄美市  | 奄美トリーナツ             | 警備部隊                         |           |        |                                                 |
|                       | 瀬戸内町 | 節子地区                | 地対艦誘導弾部隊<br>地対空誘導弾部隊         | 約550名     | 26年8月  | ○<br>(26年8月)                                    |
| 宮古島                   |      | 大福牧場<br>千代田カントリークラブ | 警備部隊<br>地対艦誘導弾部隊<br>地対空誘導弾部隊 | 約700～800名 | 27年5月  | △<br>市議会では「陸自部隊の早期配備を求める市民団体の要請書」を可決<br>(27年7月) |
| 石垣島                   |      | 平得大俣の東側にある市有地及びその周辺 | 警備部隊<br>地対艦誘導弾部隊<br>地対空誘導弾部隊 | 約500～600名 | 27年11月 | —                                               |
| 与那国島                  |      | 久部良地区<br>祖内地区       | 沿岸監視部隊                       | 約160名     | —      | ○<br>町長が防衛大臣に対し自衛隊誘致を陳情<br>(21年6月)              |

人の合計約6300人で、約5年の間（特にこの1年間）に沖縄では、約1750人もの隊員が増加。

**\*佐世保・水陸機動団**

2017年度中に、西部方面普通科連隊が水陸機動団に編成され、3個連隊（旅団）に増強。オスプレイ17機、水陸両用車（AAV7）52両が配備。文字通り日本型海兵隊としてスタート。

\*防衛省発表の南西シフト（南西地域の防衛態勢の強化）（以下「防衛省文書」という。ただし、航空自衛隊の記載なし）

●南西シフトによる自衛隊新配備

先島諸島等への正確な人員は、すでに配備完了した与那国島を含めて隠されている。この正確な部隊や人員を発表しないということのなかに、南西シフトによる自衛隊の配備計画の問題が存在する（以下は、『標的の島』社会批評社刊・小西論文から引用）。

約8千人の新編成・新基地

先島——南西諸島に新たに配備される予定の自衛隊の人員と部隊については、意外に現地でも正確には把握されていない。筆者の情報公開請求で開示された「防衛省文書」でも、陸自の人員が記されているだけで、空自などは抜け落ちている。

この端的な例が、2016年3月28日に開隊された与那国駐屯地だ。ここでは、陸自沿岸監視隊の隊員約160人が配備と発表された。だが、すでに2012年の防衛省業務計画では、空自の移動警戒隊の予算が確保されており、遠くない時期に与那国島へこの部隊が配備されることは確実だ。全体の配備隊員は、2000人を超える規模にまで拡大するだろう（以下、陸海空自衛隊部隊をそれぞれ陸自・海自・空自と略称）。

宮古島・石垣島・奄美大島への部隊配備

宮古島に配備される部隊は、地対艦ミサイル部隊約1000人、地対空ミサイル部隊約1500人に加えて、その指揮統制部隊（司令部）となる部隊約200人、そして警備部隊（普通科）の約3500人の合計して約8000人と発表されている。また、石垣島にも、この司令部を除く、地対艦・地対空ミサイル部隊・警備部隊の約6000人の配備が予定されている。そして、奄美大島においては、先島諸島と同様、地対艦・地対空ミサイル部隊と警備部隊の約550人という隊員が発表されているが、これに空自の移動警戒隊約50人も追加される予定だ（2016年度防衛概算要求）。

こうしてみると、すでに発表されている部隊だけで先島諸島——奄美大島に新たに配備される部隊は、約2200人を超える人員を有する。

知られざる沖縄本島の自衛隊増強

また、もう1つ正確に認識されていないのが、沖縄本島における自衛隊の急激な増強についてだ。先の「南西地域の防衛態勢の強化」という文書には、2016年3月末段階での沖縄（与那国島を含む）での自衛隊の配備人員が明記されている。それによれば、陸自約2650人、海自約1490人、空自約3910人の合計約8050人となっている。

ところで、この沖縄での自衛隊の配備人員についてだが、2010年の沖縄県の統計では、陸自約2300人、海自約1300人、空自約2700人の、合計約6300人と発表されている。つまり、およそ5年の間に、特にこの1年間に沖縄では、約1750人もの隊員が増加したことになるのだ。その増加の大部分は、一見して明らかだが空自部隊である（約1210人増）。

南西航空方面隊の発足

発表されている沖縄での空自の増強の中心は、南西航空混成団傘下の第83航空隊の、第9航空団への昇格部隊である。この航空団への昇格によって、配備されているF-15戦闘機は、20機から40機へ増強される（2016年）。また、これにともない、南西航空混成団は、南西航空方面隊に昇格し、北部航空方面隊・中部航空方面隊・西部航空方面隊と並ぶ航空総隊の直属の方面隊となるのだ（2017年7月発足）。

この南西航空方面隊の人員は、約4500人程度の増加だが、空自はこれに加えて早期警戒機E-2Cの4機（三沢から移動）、早期警戒管制機E-767（浜松から）の臨時の移動など、沖縄本島での増強態勢を急ピッチで進めている。

海自もまた増強

海自は、沖縄本島に第5航空群傘下の第51・52飛行隊が配備されており、その所属するP-3C対潜哨戒機はすでに東中国海の常時警戒監視の任務についているが、海自もまた、南西シフトによる増強が着実に進行している（2020年半ばに配備予定の国産新型の対潜哨戒機P-1も南西諸島に重点配備される予定）。

## 第1部 与那国島・石垣島・宮古島―沖縄本島、奄美大島・馬毛島（まげしま）―佐世保への自衛隊新配備態勢

### ●沖縄返還以来、初めて開設された自衛隊基地―与那国駐屯地

与那国駐屯地に配備されたのは、西部方面情報隊（熊本市内の健康駐屯地、2016年3月28日編成）隷下の第303沿岸監視隊であり、部隊は隊本部、通信情報隊、レーダー班、監視班、後方支援隊、警備小隊など160人からなっている。

これに、空自の移動警戒隊が配備される予定だ。この部隊は、空自南西航空混成団隷下の第4移動警戒隊（那覇）であるが、現在、宮古島レーダーサイトが工事中であるためにそこに臨時派遣されており、おそらく宮古島レーダーサイトの工事が完成次第、与那国島に配備されるだろう。

さて、この与那国沿岸監視隊の任務であるが、防衛計画の大綱では「同島に沿岸監視部隊を配置することで、付近を航行・飛行する艦船や航空機の各種兆候を早期に察知することが可能となり、また、移動式警戒管制レーダーを展開することで、周辺を飛行する航空機などのより効果的な警戒監視が可能」と説明する（『オキナワ島嶼戦』から）。

写真上・与那国島駐屯地



写真下・与那国島駐屯地正門



5

## 次号予告

次号（160号）は、2017年の振り返りと2018年の抱負を皆さんに書いていただきます。できれば、フィリピン、京都旅行レポート、闘病記、その他時事関係なども掲載していきたいと思っています。今号より小西誠さんの南西諸島レポートを連載します。10号程度の長さになる予定です。転載フリー、拡散希望とのことです。詳しくは小西さんにコンタクトを。Facebook がいい

いかと思います。同時に「ほっと」では各種原稿も募集しております。日常のどんなことでも構いません。読者のみなさんの何気ない発言が世の中を変える可能性というのは、ゼロではありません。<sup>なにとぞ</sup>何卒よろしくお願いします。編集部としては、書いておきたい事件、社会的事象などたくさんあって、書くのが追いつかないくらいではあるのですが、会員優先、読者優先の「ほっと」です。なお、161号の内容は、まだ決まっておられません。

## 編集後記

▼全国2200人（推定）の読者のみなさま、お待たせしました。159号の発行です。殊に今号は、編集者Sの体調が思わしくなく、また、ほかに編集できる適任者不在で、予定より遅れました。この場を借りてお詫びいたします。

▼159号編集にあたっては、編集の間に衆議院総選挙、神奈川県大相撲一連の騒動、北朝鮮のミサイル発射と日本海沿岸への北朝鮮籍漁船の大量漂着など、この辺はヘッドレターでも少し触れたいと思います。

▼この後も、望年会、惣ぶ会、餅つき納会と、慌ただしくなります。（実は事務方にとっては年度末の方が忙しいですが）殊に望年会はその日に臨時総会も予定されているというので色々大変です。

▼前号と今号において、活動総括と活動方針を掲載しましたが、次年度は、少しコンパクトにしようかと考えています。理由として、会員の意見を極力取り入れたいものがあります。たたき台は編集者Sがやるのに変わりはないのです。

▼次号（160号）の発行は年明けになります。それではみなさん、よいお年を迎えられますように。

（編集部）